

自転車対策審議会の設置目的について

1. 審議会の設置目的

自転車利用については、健康、環境、観光など多様な分野で期待がある一方、増加傾向にある自転車関連事故や放置自転車問題等の課題も多く聞かれる状況にあります。

そこで、国立市においても、自転車に関する施策の総合的な推進を図るため、国立市自転車対策審議会を設置し、自転車の走行空間整備、放置自転車対策、自転車を活かしたまちづくり等、総合的な自転車施策や課題について、検討協議を行ってまいります。

2. 具体的な審議内容（案）

（1）自転車駐車場の運営

利用率が20%程度と低い状況にある中央線高架下自転車駐車場の利用促進や、平成29年10月にオープン予定の国立駅南第1自転車駐車場の利用形態等、使用料の料金体系を含めた自転車駐車場の効果的な運営を図ります。

（2）大型店舗等の自転車駐車場附置義務の見直し

現在、駅周辺の店舗等には十分な自転車駐車場が整備されておらず、特に夜間には店舗等の前に多くの放置自転車が見られる。そのため、現行の附置義務制度の適用範囲や規模について見直しを図ります。

（3）自転車ネットワーク計画の策定

安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示す自転車ネットワーク計画を策定します。自転車の安全性、快適性の向上に加え、健康・環境・観光振興等、地域のニーズに応じた自転車通行空間の整備を目指します。

（4）コミュニティサイクルの導入

自転車利用による回遊性の向上から、街の活性化へつながることも期待できることから、街中に複数の自転車貸出拠点（ポート）を設置し、利用者がどこでも貸出・返却できるコミュニティサイクルの導入を検討します。